

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年1月11日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
中江産業株式会社の持続可能な森林経営促進型プロジェクト I【徳島県・岐阜県】 ～ナカエの森・地球がよるこぶ森林プロジェクト～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	中江産業株式会社(ナカエサンギョウカブシキガイシャ)		
住所	大阪府中央区本町2丁目1番6号 堺筋本町センタービル 8階		
代表者氏名	中江康男	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	中平洋	担当者 所属部署・役職	森林事業本部 森林企画部 部長
担当者 E-mail	nakahira@nakaesangyo.com	担当者電話番号	0887-82-0786
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	中江産業株式会社 森林事業本部 土佐事業所		
プロジェクト参加者名	中江産業株式会社 森林事業本部 岐阜事業所		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	中江産業株式会社		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0164
プロジェクト登録日	平成 23 年 10 月 27 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 中江産業株式会社所有林、徳島県三好市並びに岐阜県郡上市山林は間伐中心に施業を実施している。 間伐施業は水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮や温室効果ガス吸収量森林としての維持増進に繋がる。又、下層植生の発達を確保するために、適切な収量比数の範囲内において計画的に実施することとする。 CO2 吸収量をクレジット化し販売することにより森林整備にかかる費用の一部を補い、持続可能な森林経営を行う企業の林業を目指して更なる間伐施業の継続並びに温室効果ガス吸収量の増加を目指す。 中江産業株式会社所有林、徳島県三好市並びに岐阜県郡上市山林において、間伐・主伐・植栽を実施し、CO2 吸収量の増大を図る。</p> <p>【適格性基準との整合性】 条件1： 徳島県吉野川地域森林整備計画と岐阜県長良川地域森林整備計画に定める民有林であり、森林法第 5 条に定める森林である。</p> <p>条件2： クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画における計画書において転用及び主伐が計画されていない。 さらに、当該プロジェクトは 1990 年 4 月 1 日以降の森林施業計画に基づき施業(間伐)が計画されている。</p> <p>条件3： プロジェクト実施地が、持続的な森林経営の対象地であることを証明するために、徳島県三好市と岐阜県郡上市による森林施業計画の認定を受けている。</p> <p>①徳島県三好市山林 施業計画の認定番号第 19208408 号変(01-23) 三好市から下記の通り、認定を受けている。 ・森林施業計画変更認定書 認定番号：第 19208408 号変(01-23)</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

認定日：2011 年 2 月 2 日
 認定者：三好市長
 期間：2007 年 10 月 1 日～2012 年 9 月 30 日
 ②岐阜県郡上市山林
 施業計画の認定番号認定番号：2007-A45-0-004[-04-2010]
 郡上市から下記の通り、認定を受けている。
 ・森林施業計画認定書(変更)
 認定番号：2007-A45-0-004[-04-2010]
 認定日：2011 年 1 月 27 日
 認定者：郡上市長
 期間：2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日

条件4：
 クレジット発行期間における年度単位の吸収量見込の累計が常に正である。

【法令遵守状況】

森林・林業基本法第 9 条の森林所有者としての責務を遵守している。
 森林法第 5 条の地域森林計画、第 11 条森林施業計画を遵守している。

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導時期	備考
GPS アンテナ Hurricane	(株)ニコン・トリンプ ル製	7 年	2007 年 6 月	面積測量機
GPS 受信機 Pathfinder ProXT	同上	7 年	同上	同上
森林測量ソフトウェア Assist office	(株)ジッタ	7 年	同上	同上
GPS 受信機 JunoSB ハンドヘルド	同上	7 年	2010 年 4 月	同上
バーテックスⅢ	ハプロフ社	7 年	2005 年 4 月	樹高測定器
トランスポンダー-T3	同上	7 年	同上	同上
林尺	不明	10 年	2004 年 4 月	胸高直径測定器

【モニタリング方法】

記号	内容	計測方法
Area _{Forest}	間伐面積	GPS 測量に基づく実測
地位級	対象森林の土地条件等の階層	バーテックスを用いた実測
BEF、R _{radio} 、 WD、CF	LULUC の文献値	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補 足情報に関する報告書」の 値を使用

	<p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 すべて準拠する。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>【吸収量算定責任者】 代表取締役</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 吸収量の確認 ● モニタリング報告書の確認 </div> <div style="margin: 5px 0;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>【吸収量算定確認者】 森林事業本部 本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ● データ・野帳の確認 ● モニタリング報告書の作成 ● 文書・データ保管 </div> <div style="margin: 5px 0;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>【吸収量算定担当者】 森林事業本部 森林企画部 部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロットの設定・面積の測量 ● プロット調査（樹高測定・地位の特定） ● データ入力 ● 吸収量の算定 </div> </div> <div style="margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>【内部監査】 総務社長室 室長</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 吸収量の確認 ● モニタリング報告書の確認 ● データの確認 ● モニタリング体制の確認 </div>
<p>モニタリング結果 概要²</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 <p>(その他特筆すべき事項)</p>

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

適用モニタリング 方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.0						
適用方法論	方法論番号	R002 ver.5.0					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年4月1日 ~ 2011年10月31日						
<方法論R001・R002・R003の み> モニタリング対象 面積	656.41ha						
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011年10月 末まで	2012	合計
	t-CO2	4,192	4,324	4,539	2,617	—	15,672
認証依頼削減・吸収量	<u>15,672t-CO2³</u>						

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： _____ 中江産業株式会社 _____</p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています 類似制度名： _____ □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： _____ <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p>■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	---

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上